

令和6年度 山ノ内町農作業標準労賃・機械作業料金表

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

	作業の種類	金額(円)	単 位	備 考
稲作	一 般 作 業	948	時間当り	(注1)
野菜・果樹	剪 定 作 業	1,720	〃	接木、間伐作業を含む機械、燃料は別途
	技 術 作 業	1,720	〃	棚、ハウス
	一 般 作 業	948	〃	(注1)
きのこ	一 般 作 業	948	〃	(注1)
機 械 作 業	耕 起 作 業	6,820	10アール当り	ロータリー 15cm 耕起 (注2) 畑耕起も同額
	荒 代 作 業	8,100	〃	(注2)
	植 代 作 業	9,200	〃	(注2)
	田 植 機 作 業	9,500	〃	運転手・燃料付、苗運搬は別 (注2)
	刈 取 作 業 (バインダー)	12,210	〃	運転手・燃料・結束ひも付 (注2)
	脱 穀 作 業 (ハーベスター)	12,210	〃	運転手・燃料付 (注2)
	収 穫 作 業 (コンバイン)	23,770	〃	自脱式コンバイン 運転手・燃料付 運搬料は別途 (注2)
	も み 乾 燥	1,290	1 俵当り	水分 15%の場合
	も み 摺 り 作 業	948	1 俵当り	調整包装の場合 20%増
	バックホー運転作業	1,720	時間当り	オペレーター代
	S S 運 転 作 業	1,720	〃	オペレーター代
	S S 防 除 作 業	4,500	成木10アール当り1回	運転手・燃料付、薬剤・補助者別途
	草刈り作業(ピーパー)	1,610	時間当り	草刈機使用、燃料代込み。 ただし、地形を考慮し増減することができる。
	草刈り作業(乗用)	4,220	時間当り	草刈機使用、燃料代及び運搬費込み。 ただし、地形を考慮し増減することができる。

※上記労賃・料金はあくまでも基準(目安)であり、作業条件など実情を考慮して当事者間により決定することができます。

※(注1) 長野労働局の定めにより、令和5年10月1日付長野県の最低賃金は948円/時間です。

※(注2) ほ場により、20%以内で増減することができます。

農地法第52条に基づく農地の賃借料情報提供について

令和3年～令和5年 山ノ内町の農地賃借料情報

	総 計		10a あたり 平均賃料	10a あたり 最高賃料	10a あたり 最低賃料	データ数 (筆数)
	山ノ内町平均		10,000 円	—	—	442
1	田	水 稲	5,500 円	16,000 円	1,000 円	30
2	畑	野 菜	6,800 円	30,000 円	1,000 円	23
3		そ ば	1,200 円	5,000 円	700 円	30
4	樹 園 地	り ん ご	11,300 円	39,900 円	3,000 円	224
5		ぶ ど う	11,400 円	50,500 円		63
6		も も	13,300 円	30,000 円		33
7		プ ラ ム	8,200 円	30,300 円		32
8		ブ ル ー ベ リ ー				
9	他 作 物		8,700 円	9,700 円	3,800 円	5

*1 金額は算出結果の十円単位を四捨五入し、百円単位としています。

*2 各項目の平均賃料は、四捨五入前の数値をデータ数で加重平均した値です。

*3 標準賃借料はあくまでも基準(目安)であり農地の面積、形状、傾斜度、耕作作業条件、生産調整及び灌漑排水使用料などの実情を考慮して、当事者間により賃借料金を決定してください。

農業委員会だより

編集 農業委員会広報部会

第80号



「農作業入門講座」を開催しました



りんごの摘果作業(5月)

「果樹栽培に興味があるが気軽に体験したい。知り合いの農家から手伝ってほしいと言われるので作業内容をしっかり学びたい。」など、本年も多くの方に参加いただき農作業入門講座を開催しました。5月24日の1回目の講座は、りんご農家のご協力をいただき、JA技術員、県農村支援センター職員の説明、直接指導のもと、受講者が実際に作業体験をして作業終了後に参加者へ受講終了証が交付されました。



ぶどうの摘粒作業(6月)

6月25日の2回目の講座は、ぶどう園地にて、ぶどうの粒切りの講座が開催され、前回のりんごの



講座の様に講師から詳しい説明を受けて作業が行われました。参加された方々は最初はどれを切って、どれを残すか苦戦されていましたが、最後には皆さんコツを掴んで黙々と作業をされていました。

次回の農作業入門講座について

本年3回目の講座を10月に予定しています。講座内容はりんごの葉摘み作業等です。詳細は決まり次第、広報等でお知らせします。

山ノ内町在住の農家の皆さん

「**山ノ内町農業経営雇用促進事業補助金**」を利用してみませんか
町では、農作業のために作業従事者を雇用した農家の方に対して補助金を交付します。

【交付される補助金の計算例】

長野県の最低賃金×補助金対象時間 170 時間まで×補助率 25% ÷ **38,000 円** (千円未満切り捨て)



【加算措置】

- 補助金交付申請者が認定農業者または認定新規就農者の場合は補助率 25% が **40%** に加算されます。
- 「**農作業入門講座**」を受講して**終了証の交付された方を雇用**した場合は、補助金対象時間が**上限 170 時間が上限 200 時間**となります。

※補助金の交付を希望される方は、雇用をする前に町へ事前に交付申請が必要ですのでご注意ください。
詳しくは、町産業振興課農業振興係（電話 33-1107）まで

あとがき

あまりにも、メリハリのありすぎる気候の変化に、対応できないのは私だけでしょうか。夏は暑いのが当たり前ですが、農作物の成長は待つてはくれません。この時期に手をかけなければならぬ作物は多くありますが自分の身を守るのが一番です。十分な睡眠と、水分補給は重要です。あまりにも暑い時は、作業をしないで体を休めることも重要な対策の一つです。秋は必ず来ます。暑い夏が通り過ぎるまで頑張りましょう。

小池俊治 農業委員

▼対象／水稲共済に加入していて、自然災害、病虫害、獣害などにより減収が見込まれる場合。
▼申告方法／各戸配布の損害通知書に必要事項を記入のうえ、長野県農業共済組合北信支所に提出してください。
▼締め切り／9月2日(月)
※詳しくは長野県農業共済組合北信支所
(TEL 026-219-2892)
へお問い合わせください。

**水稲共済加入
農家の皆さんへ**
■令和6年度水稲の
被害届受付開始